



平成 30 年 6 月 19 日

## 希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いの改善（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、希望ナンバーの予約の有効期限の延長に関する行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、その意見を踏まえて、平成 30 年 6 月 19 日、国土交通省にあっせんしました。

### （行政相談の要旨）

自動車の希望ナンバー制を利用して、海外自動車の抽選対象の希望番号に当選し、予約済証を受領したが、車の日本到着が当初予定よりも遅れ、予約済証の有効期限までに自動車の登録ができないことが判明したため、管轄の運輸支局に問い合わせたところ、有効期間（1 か月）を延長することはできないと言われた。しかし、他の運輸支局で、期限延長を認めるところがあると聞いた。やむを得ない事情がある場合は有効期限を延長する取扱いをすべきである。

（注）本相談は、滋賀行政監視行政相談センターが受け付けたものである。

### （制度の概要）

- ナンバープレート（自動車登録番号標）は、国が自動車の所有権と安全・環境基準への適合性を公証するためのものであり、新たに自動車の登録をした場合（新車、中古車）、所有者の転居等により地域名表示が変更となる場合等に交付
- ナンバープレートには、使用の本拠、自動車の種類及び用途に応じ、「地域名」、「分類番号」及び「平仮名等」を付した上で、4 桁以下のアラビア数字（以下「自動車ナンバー」という。）の番号を表示
- 自動車の所有者が希望する場合には特定の番号（希望番号）が付与され、特に人気の高い番号（抽選対象希望番号）は、抽選により当選した場合のみ付与
- 希望ナンバーの抽選、予約等の業務は、交付代行者(注)が、「希望ナンバー制の導入について」（平成 9 年 8 月 4 日付け自管第 61 号自動車交通局技術安全部管理課長通達。以下「平成 9 年課長通達」という。）に基づき、希望番号予約業務運営要領（以下「運営要領」という。）を定めて実施

（注）道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 25 条第 1 項に基づき、ナンバープレートを登録自動車の所有者に交付する業を行うため国土交通大臣の指定を受けた者

## (あっせん要旨)

国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 希望ナンバーの予約済証の有効期限について、有効期限の延長の申出に  
応じている交付代行者の対応状況を参考にする等して、全国の運輸支局に  
おいて、有効期限経過後も当該希望ナンバーでの登録申請が可能となるよ  
う、交付代行者と調整すること。
- ② ①の調整に当たり、全国の運輸支局の取扱いが統一されるよう、平成9  
年課長通達又は運営要領に有効期限の延長の申出に応ずる場合がある旨  
を記載することを検討すること。

## 希望ナンバー制度について

### 1 希望ナンバー制度の概要

自動車ナンバーは、交付の順番に付与するのが原則であるが、自動車の所有者が希望する場合は、特定の番号（希望番号）を付与している。特に人気の高い一部の番号については、毎週1回抽選を行い、当選した場合のみ予約することができる。希望ナンバープレートは、通常の一連指定番号のナンバープレートと異なり、一枚ずつの注文生産となるため交付手数料が高く設定されており、例えば、東京での中型番号標（乗用車など）1組で通常のは1,440円、希望ナンバーのものは4,100円とされている。

平成9年課長通達において、予約のキャンセル等により希望番号による登録が行われなかった場合でも交付手数料は返還しない、抽選対象希望番号受付証及び希望番号予約済証には有効期限を付すこととし、当該有効期限を経過した場合には失効することとされている。

### 2 希望ナンバーの予約等の手続

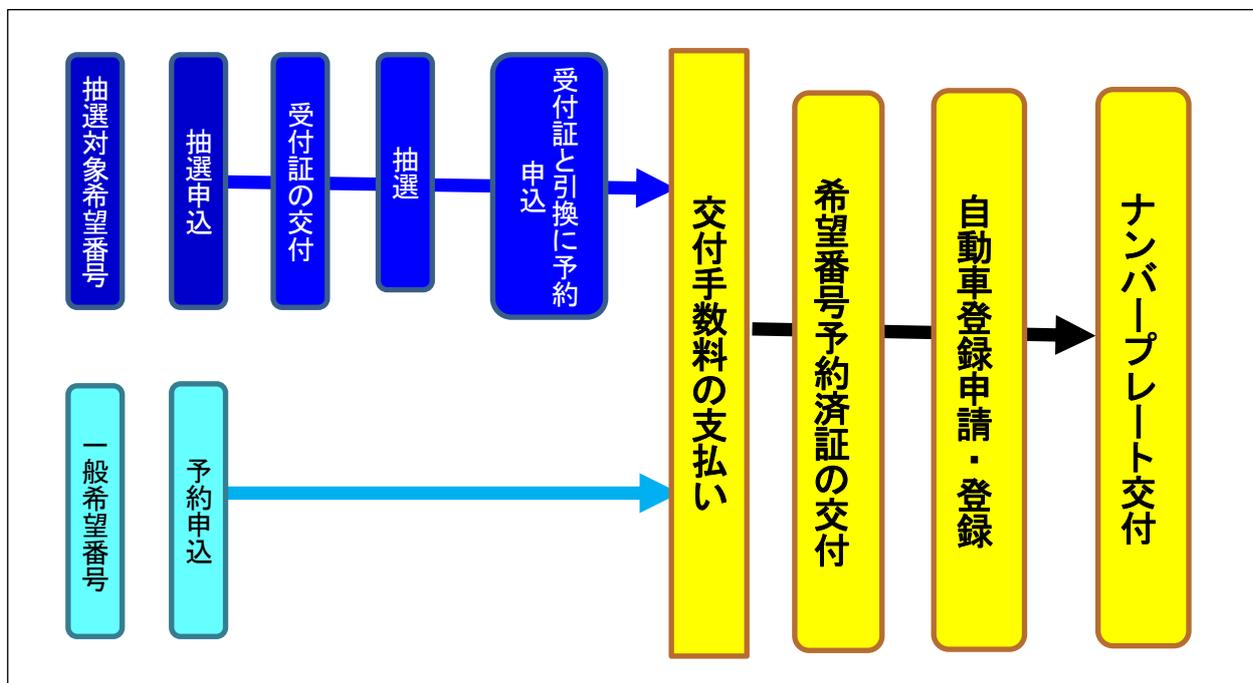
希望ナンバーの予約申込みは、運輸支局等に隣接して設置された交付代行者の「希望番号予約センター」の窓口で直接行うほか、郵送、ファックス又はインターネットにより申し込むことも可能。

予約の申込み後、交付手数料を入金すると、希望番号とナンバープレートの交付を受けられる期限を記載した予約済証が交付される。運輸支局等で予約済証を提示するとその番号で自動車登録が行われ、交付代行者から

ナンバープレートの交付を受ける。

希望ナンバーの交付手続の流れは次の図のとおりである。

図 希望ナンバー制度におけるナンバープレートの交付手続の流れ



(注) 1 一般社団法人全国自動車標板協議会のホームページに基づき当省が作成した。

2 「一般希望番号」とは、抽選対象希望番号以外の希望番号をいう。

## 予約済証の有効期限の延長の申出に係る運輸支局等の対応状況

予約済証の有効期限の延長の申出があった際の運輸支局及び交付代行者の対応状況について調査した結果は次のとおりであり、地方運輸局によって、有効期限の延長の可否に係る取扱いが区々となっている状況がみられた。

(運輸支局の対応)

- 予約済証の有効期限の延長の取扱いはできない旨説明 (1 地方運輸局管内 1 運輸支局)
- 延長の理由によっては、交付代行者に延長の可否を確認した上で延長を認めている (1 地方運輸局管内 3 運輸支局)。
- 交付代行者に延長の可否を確認するよう教示 (1 地方運輸局管内 1 運輸支局)

(交付代行者の対応)

- 予約済証の有効期限を過ぎた場合は交付を受けられない旨説明 (相談者が延長を申し出た運輸支局を管轄する地方運輸局又は延長を認める地方運輸局以外の地区から任意に抽出した 5 事業者)

## 国土交通省の意見

### 1 予約済証の有効期間の設定と妥当性について

予約済証の有効期間については、各交付代行者が平成9年課長通達を踏まえ、次の点等を考慮してその長さを設定し、運営要領として定めているものであって、国が個別具体的にその長さの妥当性を審査しているものではない。

- ・ ユーザーがナンバープレートの受け取りに来るために要する期間
- ・ ナンバープレートを保管・管理するための施設の物理的容量

各交付代行者に寄せられる有効期間の延長の申出の件数は、年間数件から十数件程度であり、年間の希望ナンバーの交付件数約710万件のうち、0.0数%程度と極めて少ないことから、ほとんどのユーザーは、現行の有効期間の長さで支障がないと言え、現状の1か月間という有効期間は妥当なものとする。

### 2 個々の事情により予約済証の有効期間の延長を認めることについて

個々の事情により予約済証の有効期間を延長する取扱いを認めることは、以下の課題について検討する必要がある、特に人気の高い抽選対象番号について有効期間の特例的な延長をする場合には、より慎重な検討が必要となる。

- ・ 有効期間の延長を安易に認めた場合、手元に自動車を用意できていない場合や登録手続の準備が整わないにもかかわらず特定の番号を専有することを目的にした番号の申込みを助長することとなり、他のユーザーに不利益を生じさせることになる。
- ・ また、ナンバープレートを長期間保管しなければならなくなった場合、交付代行者はプレートの保管場所を追加的に確保する必要がある
- ・ 上記のような事態を防止するためには、延長する理由の真偽や延長期間の妥当性を厳密に判断する必要があるが、これは、交付代行者に過度な負担をもたらすことになる。

また、本件相談の事案についてみると、輸入車の登録に当たっては、

- ・ 海外から我が国への輸送に要する期間
- ・ 港湾での税関手続等に要する期間
- ・ 港湾からディーラー、購入者への国内輸送に要する期間
- ・ 当該自動車を我が国の安全・環境基準に適合させるための改修・検査に要する期間

等を遅延のリスクを含めて考慮して行うのが通常である。そのため、これらの見通しが立たない輸入前の段階で、人気の高い番号の抽選に参加し、当該番号を押さえようとする者が輸入手続の遅れを理由に有効期間の延長を申し出た場合に、交付代行者が予約済証の有効期間を延長するに値する妥当な理由として取り扱うべきかという課題があると考えられる。

したがって、国土交通省としては、とある運輸支局管内の交付代行者で

予約済証の有効期間の延長が認められたことをもって、他の交付代行者に対しても予約済証の有効期間の延長を認めるべきと指導することはできない。

## 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- ① 希望ナンバー制度は、サービスで行われているものであるから、利用者が利用しやすいように、柔軟な対応をすべきである。
- ② ローカルルールがあることの是正については、全国で画一的に有効期限の延長の取扱いを止めるべきではなく、全国の運輸支局で、特段の事情がある場合には有効期限の延長を認めるよう統一するのがよい。
- ③ 国土交通省において、有効期限の延長を認めるべき類型を整理して、平成9年課長通達に有効期限の例外的な取扱いを認める旨を加える又は交付代行者の運営要領にその旨を加えるよう働き掛けるのがよいと考えられる。

### 《参 考》

#### 〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

本件を付議した会議の構成員は、次のとおりである。

- |      |       |                       |
|------|-------|-----------------------|
| (座長) | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長             |
|      | 江利川 毅 | 公益財団法人医療科学研究所理事長      |
|      | 小野 勝久 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 |
|      | 梶田信一郎 | 元内閣法制局長官              |
|      | 斎藤 誠  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授     |
|      | 高橋 滋  | 法政大学法学部教授             |
|      | 南 砂   | 読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長  |